



2012年10月1日 第2013-06号
【発行】J A M
【発行責任者】宮本 礼一
【編集】政策・政治グループ
03-3451-2425
E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月1日から変わりました

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定資金)

生産量要件の見直し (助成金の利用開始日を 2012 年 10 月 1 日以降に設定する場合から)

最近 3 ヶ月の生産量または売上高が、その直前の 3 ヶ月または前年同期比と比べ 5 %以上減少



最近 3 ヶ月の生産量または売上高、前年同期比と比べ 10%以上減少

支給限度日数の見直し (助成金の利用開始日を 2012 年 10 月 1 日以降に設定する場合から)

3年間で 300 日



1年間で 100 日 (3年間で 300 日)

教育訓練

・訓練費の見直し (2012年10月1日以降の判定基礎期間から)

雇用調整助成金 : 2,000 円
中小企業緊急雇用安定助成金 : 3,000 円



雇用調整助成金 : 1,000 円
中小企業緊急雇用安定助成金 : 1,500 円

・受講レポートの提出 (2012年10月1日以降に判定基礎期間の初日がある支給申請から)
事業所内訓練のみ、受講者本人が作成した受講レポート等を提出していただきましたが、事業所外訓練を行った場合も、受講者本人が作成した受講レポート等の提出が必要になります。

- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002hgghr-att/2r9852000002hgjh.pdf>
- http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwate-roudoukyoku/date/topics/20120924_Kyouiku_01.pdf

母性保護のための「改正女性労働基準規則」施行

改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質 (従来は9物質) を取り扱う作業場では妊娠の有無や年齢等にかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となりました。

- ・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い「第3管理区分」となった屋内作業場でのすべての業務。
- ・タンク、船倉内等で化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務付けられているもの。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/dl/h24-78-p01.pdf

改正労働者派遣法施行

【改正法の概要】(2012年10月1日施行分)

日雇派遣の原則禁止

グループ内企業派遣の8割規制

離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣元事業主に、無期雇用への転換推進措置を努力義務化

派遣労働者の賃金決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
マージン率の開示

雇い入れの際、派遣労働者に対して派遣料金の額を明示する

労働者派遣契約解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、
休業手当の支払いに要する費用負担の措置を義務化

国民年金保険料後納制度・納付可能期間を延長

現在未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは、過去2年分までです。2012年10月1日から
3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになりました。

(3年以上遡って保険料を納付する際には、加算金がかかります。)

【後納制度を利用できる方】

20歳から60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方。

60歳以上65歳未満の方で、の期間のほか、任意加入期間に保険料の納め忘れがある方。

65歳以上の方で、の期間のほか、任意加入期間に保険料の納め忘れがあり、年金受給資格がない方。

http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/0000006482.pdf